

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成29年12月27日

1. 執行機関の別	2: 教育委員会
2. 都道府県名	東京都
3. 市区町村名	新宿区
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	113-3-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.shinjuku.lg.jp/kusei/kikaku01_002194.html

執行機関名 新宿区教育委員会

知事等(教育委員会)が行う就学援助に関する事務(小学校・中学校向け、ただし医療費は除く。)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	就学援助その他の子ども・子育て支援に関する事務であって新宿区教育委員会規則で定めるもの 【新宿区就学援助実施要綱(平成19年3月30日付け18新教学学第2498号)による就学援助に関する事務】
②番号法別表第1の項	91	
③番号法別表第2の項	113	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		新宿区における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年新宿区条例第47号)第3条別表教育委員会の項 就学援助その他の子ども・子育て支援に関する事務であって新宿区教育委員会規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	学校教育法(昭和二十二年三月三十一日法律第二十六号)第19条	新宿区就学援助実施要綱(平成19年3月30日付け18新教学学第2498号)
⑥事務の趣旨又は目的	第十九条 <u>経済的理由によつて、就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。</u>	第1条 この要綱は、教育基本法(平成18年法律第120号)第4条、学校教育法(昭和22年日法律第26号)第19条の規定に基づき、 <u>経済的理由によつて就学困難と認められる児童・生徒の保護者に対し、新宿区が学用品費等の必要な援助(以下「就学援助」という。)を行うことによつて、義務教育の円滑な実施に資することを目的とする。</u>
⑦独自利用事務の関連規範		新宿区就学援助実施要綱(平成19年3月30日付け18新教学学第2498号)